
幼稚園百三十年記念企画 アーカイブズ『幼児の教育』(6) *****

今回のアーカイブズは、昭和三十(一九五五)年の『幼児の教育』第五十四巻第七号「倉橋惣三先生追悼」特集号に掲載されたものである。戦後「学校」としての幼稚園がスタートした経緯の一端を振り返る。
(編集部)

倉橋先生と「幼稚園」

坂元彦太郎

倉橋先生と私との直接のつながりは、終戦の翌年三月私が文部省の役人になって初等教育と関係するようになってからのことであった。まだ私が席に馴れないある日、フラリと、「わたしは倉橋だ」と名のつて立ち寄って下さったのははじめだった。その後、先生が文部省に来られる度に、ことに教育刷新委員会が開かれ先生がそのメンバーになられてからはその会合の前後に、きつと私の席の前の革椅子に姿を見せられた。ときには、夜おそくまで、火の気のない文部省の一室で、あれこれと、

いろいろな話がつもった。幼児の教育に関してばかりでなく、その外に全く指導してもらったり、相談する相手がなかった私は、倉橋先生からお話をきいたりこちらから話をしたりすることは、仕事の上でたいへんやくだつたばかりでなく、気持ちの上で大きなげみとなった。私は三十才を過ぎてから小児まひをわずらったが、先生は五十才を越えてからは、しかにかかられたという。お互の生れついた小児病性を心から笑いあつたこともあったが、一ばん先生をたよりにしたのは、やはり学校教育

法を起草する場合に幼稚園の位置をどうするか、という問題についてであった。

学校教育法の起草にあたって、はじめのうちは、幼稚園を正規の教育機関と認めて学校の一種と規定することについて相当の反対意見が省内にもあった。省議の席上、法律顧問(?)として文部省に関係をもっていた東大のT博士がはつきりと反対意見を述べられたくらいであった。また、幼稚園は、ごく少数者のためのせいいたくな施設だ、といった意見の人も多かった。

そこで、そして「国民学校」の名を小学校に変え、中学校高等学校というように名前をそろえることも関連し、さらに「保育園」の問題とも考え合せて、「幼稚園」という名称を変えることによって、一般的な大衆的な教育機関であることをはつきりさせることも、一案として私は頭でいつも考えていた。

ある夜、私は倉橋先生につきのようなことをたずねた。「先生、幼稚園という名前を、幼児園なり、幼児学校なり、何か適当なものに変えるてはないでしょうか。」

このとき、先生は、いつもとはちがって、すぐ答えを

しようとはなさらなかった。しばらくしてから、熱のこもった低い調子でいわれたことばが私には忘れられないものとなった。

「いろいろ考えてくれるのはありがたいが、われわれ明治以来、幼児の教育に献身してきたものにとつては、幼稚園といふことばの中に、幼児への愛情と幼児教育の伝統とが結晶したものになっている。幼稚園という名前は絶対に変えないでほしい。」

私は、このとき以来、はつきりと覚悟がきまつた。どこまでも、幼稚園としての先人の積み重ねた伝統を生かしながら正規の教育機関としての位置を確定しようと努力する決意ができた。

この少しあとのことであつた。先生が、教育刷新委員会の席上で、六・三制の実施と関連して将来幼児教育の義務制も実施することを主張された。先生の席は西側で、説きおえられて、ポクツと大きな座席に幼児のようにはまりこむように坐られたことを昨日のように覚えてゐる。先生の提案は、周知の通り、刷新委員会の決議の中にはいつているが、先生は幼稚園の義務制がそう簡単

に実施できるものと思っておられたわけではなかった。先生の幼児教育への熱意は、あの会ではこういう形でしか表現できないものであったし、さらに、私が想像したのは、幼稚園を学校教育法の一章を占めることを促進する援護射撃でもあったのだ。

「幼稚園」と倉橋先生という題をかかげることは、むしろ馬鹿げたことだと、読者は思われただろう。幸にして幼稚園が学校教育の一環としてますますその基礎を固めるようになっていいる現在、終戦直後の混乱期の中にお



こった、この一つのエピソードを、ここにつけ加えることは、決して意味のないことではないであろう。師と仰ぎ、そしてほんとに可愛がって下さった先生の御他界の報を受けて、私の背骨から力が抜けたような気がする。外にもいくつかの思出があるが、あの夜の先生のままざしと語調にみなぎった、幼児への愛情と幼稚園への熱意とは、いつまでも私をばげましむちうつものとして、残るであろう。

（岡山大学教育学部長）

日本の幼児教育が「幼稚園」と「保育所」とに二分化し、「幼稚園」が学校の一つとして位置づけられる前後のエピソードである。ここに現れる倉橋惣三の心中はいかばかりのものであったのか。この状況を招く背景には、当時の幼保一元化論もあった。つまり幼児保育の基本原則という点からも、就学前の機会均等という視点から



も、倉橋は、家庭を中心として保育所・幼稚園それぞれの機能が丸となって就学前の子どもの福祉・幸福を実現するイメージをもっていたし、それは「保育要領」にみてとれる（昭和二十三年）。倉橋の思いを受けながら、学校教育法第七七条に「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」という目的条項が明文化され、現在に至っている。

（編集部）